

憲法 Chapter 13

Date

/

Date

/

Date

/



地方自治に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 憲法95条が、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」について、国会の議決だけでは成立せず、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができないとしているのは、いわゆる国会中心立法の原則の例外である。
- 2 憲法94条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定し、住民自治を具体化している。
- 3 憲法93条2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定し、団体自治を具体化している。
- 4 憲法上の地方公共団体といい得るためには、事実上住民が経済的・文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を有するという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政上においても、相当程度の自主行政権、自主財政権等の基本的権能を付与された地域団体であることが必要となる。
- 5 刑罰の制定には法律の根拠が必要であるから、条例で罰則を定めるためには、その都度、法律による個別具体的な授權が必要であるとされている。

正解

4

[地方自治] 地方自治全般

1 妥当でない

国会が「唯一」の立法機関であるとは、実質的意味の立法は、もっぱら国会が定めなければならないことをいう。これは、①国会中心立法の原則と、②国会単独立法の原則の2つの内容を有するものである。そして、①国会中心立法の原則とは、国会による立法以外の実質的意味の立法は、憲法の特別の定めがある場合を除いて、許されないことをいう。これに対して、②国会単独立法の原則とは、国会による立法は、国会以外の機関の参与を必要としないで成立することをいう。憲法95条の地方自治特別法は、地方公共団体の住民投票による同意を必要とするものとし、国会以外の機関の参与を必要とする点で、②国会単独立法の原則の例外である。

2 妥当でない

憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定しており、ここにいる「地方自治の本旨」には、住民自治と団体自治の2つの要素があるとされている。憲法94条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定し、団体自治を具体化している。

3 妥当でない

憲法93条2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定し、住民自治を具体化している。

4 妥当である

最高裁判所は、本肢のように判示し、憲法上の地方公共団体といい得るための要件として、共同体意識及び沿革上・行政上の実態を挙げている（最大判昭38.3.27）。

5 妥当でない

最高裁判所は、「**条例**は、法律以下の法令といっても、……公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される**自治立法**であって、行政府の制定する命令等とは性質を異にし、むしろ国民の公選した議員をもって組織する**国会の議決を経て制定される法律に類する**ものであるから、条例によって刑罰を定める場合には、**法律の授權が相当な程度に具体的**であり、**限定**されておればたりると解するのが正当である」としている（最大判昭37.5.30）。

以上により、妥当なものは**肢4**であり、正解は**4**となる。